

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 6 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船代船建造設計委託業務

(2) 委託業務の内容等

仕様書による。

(3) 委託期間

契約成立の日の翌日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 委託業務の履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 愛媛県が所有する漁業取締船、調査船、練習船その他実習船を対象とした、仕様書に掲げる船舶と同程度の設計業務または建造を受注し、かつ、確実に履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）912-2615

(2) 入札書の受領期限

令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 6 月 27 日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日をも定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。以下同じ。）に（1）に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ）により提出

すること。ただし、郵送等による場合は、令和7年6月27日（金）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和7年6月6日（金）から令和7年6月19日（木）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年6月30日（月）午前9時
愛媛県庁第一別館7階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月19日（木）までの執務時間中

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書による。